

競技スポーツ振興事業 実施要項

1 目 的

京都市民の競技水準を高めるため、選手の技術向上や指導者の資質向上を図ることを目的とする。

2 主催・主管

競技団体

3 共 催

公益財団法人京都市スポーツ協会

4 対 象 事 業

- (1) 強化練習
- (2) 指導者養成
- (3) 審判講習会

5 期 間

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

6 会 場

原則として京都市内または近郊の会場とし、競技団体で決定する。

7 参 加 対 象

原則として、京都市民または京都市内在勤在学者であること。

8 傷 害 保 険

競技団体において加入すること。

9 助 成 金 額

1 団体につき助成対象経費総合計の 1/2 がかつ 82,000 円を限度に助成する。

複数の事業を申請する場合は、合算で限度額までの助成とする。

※ 対象となる事業は赤字事業に限る。

10 そ の 他

参加対象・参加費・定員・開催時間等の実施に係る運営事項等は、競技団体が定めるものとする。

競技スポーツ振興事業 事務処理要領

1 交付申請

(1) 提出期限について

2025 年 5 月 30 日までに交付申請書を提出してください。

(2) 提出書類について

ア 交付申請書（第 1 号様式）

イ 収支予算書（第 2 号様式）

ウ 収支予算書 <総括表>（第 3 号様式）

※ 複数の事業を申請する場合のみ提出

エ 実施要項又は実施計画書

※ 複数の事業を申請する場合は事業ごとにまとめて提出

※ 作成する実施要項等には 共催：（公財）京都市スポーツ協会 と明記してください。

2 助成金の内示

助成金の内示は、交付申請日から 30 日以内に通知します。

3 実施報告

(1) 提出期限について

事業終了後 60 日以内に提出してください。

※ 複数の事業を申請する場合は、事業ごとに提出

※ 年度末実施の場合、2026 年 4 月 15 日までに提出してください。

(2) 提出書類について

ア 実施報告書（第 4 号様式）

イ 収支決算書（第 5 号様式）

ウ 収支決算書 <総括表>（第 6 号様式）

※ 複数の事業を申請する場合のみ提出

エ 事業に関する資料（プログラム、参加者名簿 等）

※ 複数の事業を申請する場合は事業ごとに提出

オ 業者の発行する領収書（写）

※ 諸謝金のみ、個人の発行する領収書を受け付ける。

4 助成金の交付

事業実施報告書の提出日から 60 日以内に金額を決定し、交付します。

※複数申請の場合は、最終事業が終了後となります。

※財源が限られているため交付額が申請額どおりにならないことがあります。